

平成29年度第2期(7・8・9月分)授業料等納入金の引き落とし、就学支援金及び授業料減免について(お知らせ)

第2期(7・8・9月分)授業料等納入金の自動引き落としについて(4)のとおりお知らせいたします。前日までにご入金くださいますようお願い申し上げます。なお、引き落とし手数料として10円かかりますのでご注意ください。
また、保護者の市民税所得割額が(1)の基準を満たしている場合には、7月分から翌年の6月分までの就学支援金(月額9,900～24,750円)の助成が受けられます。ただし、申請が必要となります。(2)したがって手続きをしてください。
就学支援金制度に当てはまらない方は高等学校等就学支援金不受給申請書を提出してください。期日までに提出できない何らかの理由がある場合は事務局(047-353-8821)までご連絡ください。
第2期(7・8・9月分)授業料等納入金と併せて副教材等の学年諸経費も集金させていただきますので(3)をご確認のうえ、(4)の金額のご入金をお願い致します。
平成29年度 千葉県授業料減免補助事業の詳細は下記(5)とおります。基準に満たしている方は事務局にて申請させていただきます。4号・5号に関しましてはお問合せ下さい。

記

(1) 就学支援金制度の申請基準<7月～翌年3月分>

平成29年度 *課税証明書・納税通知書・市民税県民税の決定通知書等いずれかをお手元に**市民税所得割額**を「就学支援金制度の申請基準」に当てはめ、必要書類を6月20日(火)までに担任に提出してください。なお、市民税所得割額・特別区民税所得割額は保護者の合計での金額となります。

就学支援金制度の申請基準 *課税証明書・納税通知書は市役所にて発行、市民税県民税の決定通知書は務め先より配布される証明書です。

市民税所得割額	目安 年収は目安です。 必ず課税証明書等で市民税所得割額をご確認ください。	就学支援金の助成額	引き落とし 記号	自動引き落とし金額(3ヵ月分)	
				S・A・B・内進・体育	国際コース
304,200円以上	(年収910万円程度以上)	就学支援金の助成は受けられません	A	144,000	159,000
304,200円未満	(年収590万円～910万円程度)	1倍助成(月額 9,900円)	B	114,300	129,300
154,500円未満	(年収350万円～590万円程度)	1.5倍助成(月額14,850円)	C	99,450	114,450
51,300円未満	(年収250万円～350万円程度)	2倍助成(月額19,800円)	D	84,600	99,600
0円(非課税世帯)	(年収250万円未満程度)	2.5倍助成(月額24,750円)	E	69,750	84,750

+ (3)の
学年諸経費

(2) 就学支援金制度の申請手続き期間・必要書類

申請手続き期間	必要書類(全員①か②のいずれかの提出があります。期間内に必ず提出してください。)	対象引落し記号
7月～翌年6月分	①高等学校等就学支援金 受給資格認定申請書または収入状況届出書 ・平成29年度 課税証明書または納税通知書または市民税県民税の決定通知書等(※保護者全員分) ②高等学校等就学支援金不受給申請書・・・市民税所得割額がオーバーな世帯 (4～6月分で就学支援金対象者で7月分より外れてしまう場合は課税証明書の提出もお願い致します。)	B～E A

★月額納付金免除の特待生も就学支援金制度に当てはまる場合は申請が必要となりますのでご注意ください。

(3) 2学年諸経費詳細

(単位:円)

コース名	学年諸経費	スタディ サポート	進研模試	夏季合宿 補習費	古典芸能鑑賞	特別授業	総合学習費	スポーツ 振興共済掛金	ｽﾎｰﾝﾌﾟﾚｽﾄ	身分証明書 写真	芸術選択 (音楽)	芸術選択 (美術)	芸術選択 (書道)
Sコース	13,143	2,630	2,780	5,000			200	1,656	207	670			
Aコース	8,143	2,630	2,780				200	1,656	207	670			
国際コース	音楽	10,078	2,630	2,780		1,320	300	200	1,656	207	670	315	
	美術	12,848	2,630	2,780		1,320	300	200	1,656	207	670		3,085
	書道	11,963	2,630	2,780		1,320	300	200	1,656	207	670		2,200
内進・B(理系)コース	5,363	2,630					200	1,656	207	670			
内進・B(文系)コース、 体育コース	音楽	5,678	2,630				200	1,656	207	670	315		
	美術	8,448	2,630				200	1,656	207	670		3,085	
	書道	7,563	2,630				200	1,656	207	670			2,200

(4) 第2期納入金と学年諸経費を併せた引き落とし金額は次のとおりです。引き落とし日の前日までにご入金ください。

引き落とし日1回目	引き落とし日2回目	A	B	C	D	E	
7月10日(月)	7月27日(木)	就学支援金の 助成ナンの方					
		1倍助成の方	1.5倍助成の方	2倍助成の方	2.5倍助成の方		
第2期(7・8・9月分)納入金	S・A・内進・B・体育コース	144,000	114,300	99,450	84,600	69,750	
	国際コース	159,000	129,300	114,450	99,600	84,750	
コース名	学年諸経費	引き落とし金額(2期納入金 + 学年諸経費)					
Sコース	13,143	157,143	127,443	112,593	97,743	82,893	
Aコース	8,143	152,143	122,443	107,593	92,743	77,893	
国際コース	音楽	10,078	169,078	139,378	124,528	109,678	94,828
	美術	12,848	171,848	142,148	127,298	112,448	97,598
	書道	11,963	170,963	141,263	126,413	111,563	96,713
内進・B(理系)コース	5,363	149,363	119,663	104,813	89,963	75,113	
内進・B(文系)コース、 体育コース	音楽	5,678	149,678	119,978	105,128	90,278	75,428
	美術	8,448	152,448	122,748	107,898	93,048	78,198
	書道	7,563	151,563	121,863	107,013	92,163	77,313

自動引き落とし1回目	自動引き落とし2回目
10月10日(火)	10月27日(金)
1月10日(水)	1月29日(月)

※ 第3期も学年諸経費の集金がございます。

(5) 平成29年度 千葉県授業料減免補助事業の基準<29年4月～翌年3月分>

千葉県授業料減免補助事業は下の表の減免事由のいずれかに該当する方は申請できます。(他県にお住まいの方も申請できます)

授業料から就学支援金を引いた金額が授業料減免対象額となり、認可されますと**年度末(30年3月末)に授業料等自動引き落とし口座へ返還いたします。**

授業料減免事由・条件 (*29年度の市民税所得割額が対象)	授業料減免額の限度	1ヶ月あたりの授業料減免額	授業料減免年額
1号 生活保護受給者(生活保護受給証明書の提出)		27,500 - 24,750 = 2,750	33,000
2号 就学支援金 2.5倍助成対象者 (市民税所得割額 0円)	授業料から就学支援金を 差引いた金額	(授業料) - (支援金2.5倍分)	92,400
2号 就学支援金 2倍助成対象者 (市民税所得割額 51,300円未満)		27,500 - 19,800 = 7,700 (授業料) - (支援金2倍分)	
3号 市民税所得割額 175,500円以下の世帯(目安:年収640万円程度)	授業料の2/3から 就学支援金を 差引いた金額	減免事由3号で就学支援金1.5倍の場合 27,500 × 2/3 - 14,850 = *3,450 (授業料) (支援金1.5倍分)	41,400
4号 29年度より変化した世帯(計画的避難区域からの転入証明書の提出)		減免事由3号で就学支援金1倍の場合 27,500 × 2/3 - 9,900 = *8,400 (授業料) (支援金1倍分)	100,800
5号 2号～4号に準ずる程度に困難していると認められる方。(家計急変) (解雇通知等証明書の提示をしていただきます)			

※ 就学支援金の提出書類を参考に授業料減免事業に該当する方(2号・3号)は事務局にて申請させていただきます。ただし、東京都へお住まいの3号世帯の方は東京都軽減助成制度へ申請してください。

また、1号(生活保護受給証明書)・4号(罹災証明書・計画的避難区域からの転入証明等)・5号(解雇通知等証明書)に関しましてはそれぞれ0内の証明書の提出が必要となります。

就学支援金の申請と併せて書類のご提出をお願いいたします。

(6) 東京都授業料軽減助成金制度の申請書は東京都在住の方へ同封してあります。申請は各自となりますので7月31日(月)までに手続きしてください。

(7) ご不明な点は、この用紙をお手元に学校事務局(047-353-8821)まで、お問い合わせください。